

道路区域明示・土地境界明示の手引き

令和5年4月

京都市建設局土木管理部道路明示課

は じ め に

この手引きは、これから道路区域明示の申請又は里道及び水路等の明示申請を考えておられる方に、本市の考え方や、各作業の流れ、申請者の方に行っていただくことなどを理解していただくために作成したものです。

本市では、約1万3千路線、延べ約3千6百キロメートルもの道路を、日々、維持管理するとともに、道路区域明示に関しては歴史が古く、旧道路法が制定された大正時代から綿々と行ってきております。

平成17年度からは、道路区域明示に加え、本市が所管する道路敷等の土地の境界明示も同時に立会い、協議しております。また、法定外の里道、水路等につきましても、明示を行っています。

この度、明示等に関する業務内容について、精査、整理する必要があると判断し、手引きの改訂を行うこととなりました。

この手引きにより、皆様と本市とが共通の認識に立ったうえで、道路区域明示、土地境界明示作業を円滑に進めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願い致します。

また、上記にある法定外の里道、水路等については地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)に基づき国から譲与を受けた、道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)、下水道法(昭和33年法律第79号)等の公共物の管理に関する特別法が適用されない市有土地で、京都市里道管理条例(平成16年10月20日京都市条例第16号)第2条に規定する里道及び京都市水路等管理条例(平成16年10月20日京都市条例第17号)が適用される水路等を指します。

目 次

第 1 総則

1 道路区域明示とは.....	1
2 里道及び水路等境界明示とは.....	1
3 区域明示及び境界明示の留意点	
(1) 申請主義.....	1
(2) 区域明示の協議について.....	1
(3) 両側明示と片側明示について.....	1、2
(4) 区域明示と境界明示の関係.....	2
(5) 申請者又は代理人が実施する項目について.....	2、3
(6) 隣接所有者への対応について.....	3
4 道路区域明示業務のフローチャート.....	4

第 2 申請

1 区域明示の対象となる道路	
(1) 区域明示の対象となる道路（認定道路）.....	5
(2) 区域明示の対象とならない道路.....	5
2 境界明示の対象となる財産	
(1) 境界明示の対象となる財産.....	5
(2) 境界明示の対象とならない財産.....	5
3 申請者.....	5
4 申請書	
(1) 申請書（第 1 号様式）.....	7
(2) 相続関係書類.....	7
(3) 承継を証する書類.....	8
(4) 付近見取図.....	8
(5) 公図等の写し.....	8
(6) 地籍調書（第 3 号様式）.....	8
(7) 登記事項証明書（全部事項証明書）.....	8
5 その他の留意点.....	9

第 3 事前調査

1 調査.....	10
2 道路区域及び公有財産との境界を明示するに当たっての目安.....	10

第 4 現地立会い・協議

1 立会依頼.....	16
-------------	----

2	立会い・協議.....	16
3	協議成立.....	16
4	協議不成立.....	17
5	取下げ処理.....	17
第 5	同意書	
1	同意書の記載事項について.....	17
2	印鑑について.....	17
3	同意書の取得について.....	19
4	その他の留意点.....	19
第 6	再明示.....	19
第 7	手数料	
1	京都市証明等手数料条例（抜粋）.....	19
2	1 筆とは.....	20
第 8	証明書.....	20

第 1 総則

1 道路区域明示とは

道路区域明示（以下「区域明示」という。）とは、本市が道路法に基づき管理する道路（以下「認定道路」という。）において、道路法の適用される範囲を確認することをいいます。

道路区域（以下「区域」という。）とは、道路法第 18 条に基づいて区域決定し、供用を開始している道路の範囲のことです。

境界明示とは、公有財産（市有地等）とそれに隣接する土地との所有権の範囲（境界）を確認するものです。

区域明示及び境界明示を行うことは、市民や認定道路に隣接する土地の所有者、道路管理者それぞれにとって極めて重要な意義があります。道路区域明示図及び境界明示図は各種公共事業の計画、実施に当たっての基礎的な資料として、また、宅地開発、建築行為、分筆、地積更正等の添付資料として利用されています。

2 里道及び水路等境界明示とは

里道及び水路等境界明示とは、本市が京都市里道管理条例及び京都市水路等管理条例に基づき管理する公有財産（市有地を含む、以下「里道及び水路等」という。）において、それに隣接する土地と各条例の適用される範囲及び所有権の範囲（境界）を明らかにすることをいいます。ここで指す境界明示とは上記の認定道路に対する境界明示と同じものを指します。

（以下、境界明示に関することは全て里道及び水路等の境界明示も含んでいるものとする。）

3 区域明示及び境界明示の留意点

(1) 申請主義

区域が不明瞭である場合、道路管理者が資料を収集、調査し、関係者の立会いを求め、区域を明確にすべきであり、道路法においても、道路台帳図面に区域を記載することが規定されています。

しかし、全ての認定道路について区域及び境界を短期間で確認することは物理的に不可能な状況です。

そのため、認定道路に隣接する土地の所有者からの申請により、区域明示及び境界明示業務として、必要な箇所から部分的に確認しています。

また、里道及び水路等についても、公有財産に隣接する土地所有者からの申請を受けて、境界明示業務として確認しています。

これらを申請主義といい、本市では申請主義を採用しています。また、行政自らが区域及び境界を明確にする必要が生じた場合も、担当する局等からの申請により行っています。

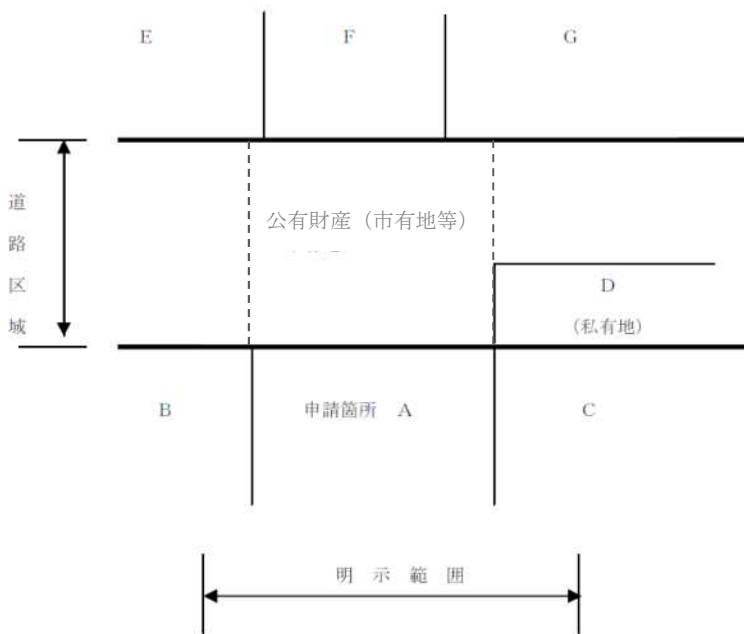
(2) 区域明示の協議について

区域明示及び境界明示は、認定道路または、里道及び水路等に隣接する土地の所有者との協議により、同意の下に成立します。この協議及び同意における権原の確認は、区域内の土地に関する私法上の契約の一種です。即ち、公有財産と接していればその隣接する土地の所有者と境界について協議し、区域内に私有地があればその所有者と借地について協議します。この同意により道路管理者の区域内の土地に関する権原が明確にされたことになります。

(3) 両側明示と片側明示について

区域及び境界は、認定道路、里道及び水路等の両側を明確にすることを基本とします。ただし、過去の明示図や官有地籍図等に幅員を示す資料がなく、現状から判断して、将来的にも幅員の確保が可能で、対側地との境界に影響を及ぼさないことが明らかな場合、片側のみの明示を行うこともあり得ます。

また、協議し、同意を得るべき相手方は、区域及び境界に面及び点で接する全ての土地所有者となります。次の図でいえば、A～Gから同意を得る必要があります。



(4) 区域明示と境界明示の関係

境界明示とは、1で述べたように、公有財産（市有地等）とそれに隣接する土地との所有権の範囲（境界）を定めるものであるため、それらの土地が区域に接していることが必要です。即ち、区域を示したうえで、その区域内の公有財産と隣接土地の境界について明示を行うことになります。

過去に区域明示のみが完了していて、境界明示が未了の箇所に境界明示が必要となった場合、区域の再明示の申請が必要となります。

なお、申請に係る土地が、京都地方法務局により実施された登記所備付地図作成作業、又は国土調査法第10条に基づく地籍調査事業により作成された地図の区域にある場合は、区域明示のみ行うものとし、境界明示を行いません。ただし、協議等の結果から、境界明示の必要性があると認められる場合はこの限りではありません。

また、里道及び水路等の申請の場合は境界明示のみ行います。

(5) 申請者又は代理人が実施する事項について

申請者又は代理人は下記事項を行ってください。

- ・現地立会いを必要とする関係者への立会協力依頼や日程調整等

注)「立会依頼文」を送付する場合は、立会日の約7日前までに立会関係者に届くように本市から送付します。

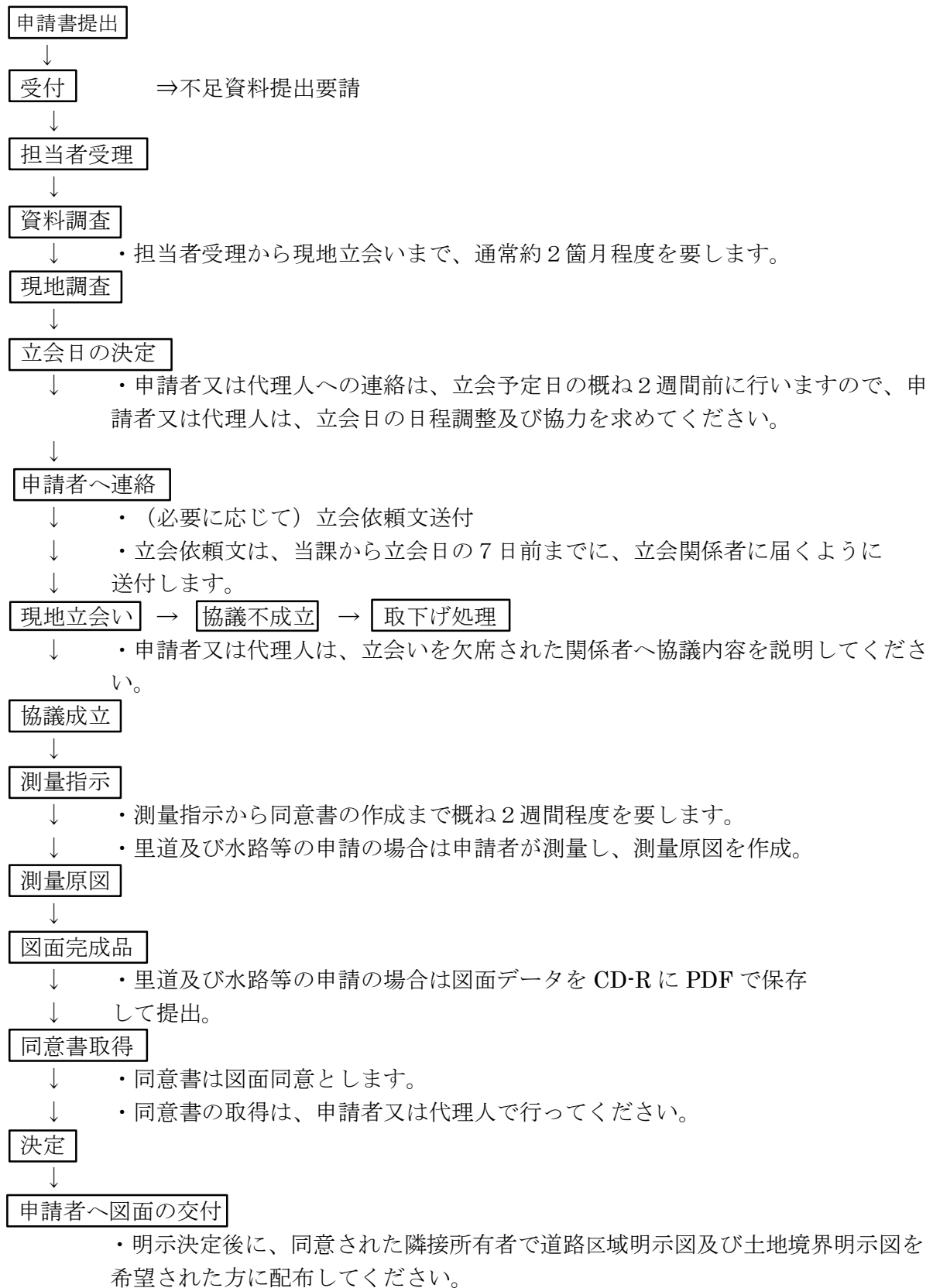
- ・現地立会いへの出席
- ・現地立会いを欠席された関係者への協議内容の説明
- ・同意書の取得
- ・明示決定後に道路区域明示図及び土地境界明示図を希望者（同意された方）へ配布
- ・土地境界明示図の作成（里道及び水路等の明示申請の場合）

(6) 隣接所有者への対応について

隣接所有者等への立会いの協力依頼や日程調整、また、立会後の同意書の取得等は、申請者又は代理人に行っていただきます。

2の(2)で述べたように、区域明示及び境界明示は、隣接所有者の同意が得られて初めて成立します。隣接所有者が立会いに出席し、十分に納得して同意していただくことができるよう、説明や日程調整の際には、誠実で分かりやすく丁寧な対応を心掛けてください。

4 道路区域明示業務のフローチャート



第2 申請

1 区域明示の対象となる道路

- (1) 区域明示の対象となる道路（認定道路）
 - ア 京都市域内の指定区間外の一般国道
 - イ 京都市域内の府道
 - ウ 京都市道
- (2) 区域明示の対象とならない道路（認定道路以外の道路等）
 - ア 京都市域内の指定区間の一般国道（国の直轄管理）及び高速自動車国道
 - イ 区画整理、土地改良、道路建設等の事業による道路で道路法手続きが未了のもの
 - ウ 私道
 - エ 里道及び水路等（法定外公共物）
- (3) 管理協定により本市が管理している市域外道路の区域明示については別途協議

2 境界明示の対象となる財産

- (1) 境界明示の対象となる財産（認定道路）
 - ア 認定道路に存する建設局所管の市有財産（道路敷及び水路敷）
 - イ 京都市域内の指定区間外の一般国道に存する国土交通省所管の国有財産及び府有財産（※）
 - ウ 京都市域内の府道に存する国土交通省所管の国有財産及び府有財産（※）
 - エ 京都市道に存する国土交通省所管の国有財産（※）
 - オ 京都市道（府から市に移管したものに限る。）に存する府有財産（※）

（※）京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき明示するもの
- (2) 境界明示の対象となる財産（里道及び水路等（法定外公共物））
 - ア 認定道路に含まれない建設局所管の里道及び水路等
 - イ 京都市域内の指定区間の一般国道に存する市有財産
 - ウ 道路整備特別措置法第9条第1項に規定する公団等（地方道路公社を除く。）が管理する高速自動車国道及び一般国道に存する国土交通省所管の国有財産
- (3) 境界明示の対象とならない財産
 - ア 建設局所管以外の市有財産（産業観光局所管の水路）
 - イ 京都市が国から譲与を受けていない里道及び水路等（法定外公共物）
 - ウ 京都市道に存する府有地（府から市に移管したものを除く。）
 - エ 認定道路に存する個人財産
 - オ 事業担当課が事業又は開発により取得し、道路法手続きが未了の建設局所管の市有財産
 - カ 認定道路に存する国土交通省所管以外の国有財産（農林水産省所管、宮内庁所管、林野庁所管等）
 - キ 一級河川区域内の国土交通省所管の国有財産
- (4) 管理協定により他の道路管理者が管理している市域内道路の境界明示については別途協議

3 申請者

- (1) 申請者とは、認定道路に隣接する土地の所有者（個人、法人、官公庁を問わない。）のうち、明示申請を行おうとする者のことをいいます。

- ア 土地所有者であるかどうかは、登記上の名義人であるか否かによります。登記上の住所と現住所が違う場合、住所変更が確認できる書類（戸籍の附票、住民票等）を添付してください。
- イ 法人の場合、その代表者名を併記してください。
- ウ 代理人が申請を行う場合、申請者から委任に関する承諾を得てください。代理人について、復代理は可能です。
- エ 土地売買をしても未登記の場合、申請時の登記名義人を申請者とします（売買契約書の写し等を添付しても申請者になり得ませんので、新所有者が申請する場合は、登記完了後に申請してください。）。
- オ 抵当権者及び仮登記名義人等は、所有権者ではないため、申請することはできません。
- カ 登記上の土地所有者が死亡している場合、その相続人全員の申請者とします。相続関係説明図、遺産分割協議書及び戸籍謄本の写し等又は不動産登記規則第247条に規定する法定相続情報一覧図を添付してください〔4の（2）相続関係書類参照〕。
遺言による法定相続人以外の方の取扱いについては、申請前に当課と事前に協議してください。
- キ 土地所有者が複数（共有）の場合、全員の共同申請者としてください。
- ク 土地所有者が未成年者の場合、法定代理人が、土地所有者名と法定代理人名を記載してください。
また、法定代理人であることが分かる書類を添付してください（戸籍謄本の写し等）。
ただし、未成年者であっても婚姻している場合は、未成年者自らが申請人となります。
未成年者が土地所有者の場合の法定代理人とは次の者を指します。
（ア）父母、養親（親権者）
（イ）未成年後見人（親権者がいない場合、親権者に財産管理権がない場合）
- ケ 土地所有者に成年後見人が選任されている場合、成年後見人が申請者となり、成年後見人であることを証明する書面（登記事項証明書、裁判の審判書の写し等）を添付してください。
- コ 登記名義の法人が解散又は倒産している場合、若しくは個人が破産している場合、精算人又は管財人が申請者となり、精算人又は管財人であることを証明する書面を添付してください。
- サ 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）により区分所有されているマンションの場合
（ア）区分所有法に基づく管理組合の場合、管理組合法人の理事を申請者とします。
（イ）管理組合同約、又は総会等にて議決された議事録等で、管理組合の代表者に同意権限があることを確認できる場合は、管理組合代表者が申請者となり、管理組合同約又は議事録等を添付してください（管理組合同約又は議事録等により管理組合代表者名が確認できること）。
（ウ）管理組合同約及び総会等の議事録等でも、管理組合の代表者に同意権限があることを確認できない場合は、共有者全員での申請が必要となります。

- (エ) 管理組合が設立されていない場合は、共有者全員での申請が必要となります。
- シ 自治会又は町内会は、法人格を有し、当該土地の所有者として登記されている場合に、申請者となることができます。
- ス 申請地の登記が信託となっている場合、当課と事前協議をしてください（信託原簿謄本の内容により、申請者を判断します。）。
- (2) 道路関係等公共事業を施行する場合又は都市計画法による開発行為を行う場合で、申請者が所有していない土地との区域明示及び境界明示が必要な際には、申請前に当課と事前に協議していただき、認められれば申請することができます。

4 申請書

(1) 申請書（第1号様式）

ア 申請箇所は、登記事項証明書の表題部所在欄に記載の町名どおりに記入してください。

イ 代理人が申請を行う場合は、申請者から土地境界に関する下記のことについて委任の承諾を得たうえで、「委任に関する承諾」欄に○印を記入してください。

(ア) 明示申請書の提出に関すること

(イ) 上記申請に伴う現地協議に立会いのうえ境界の確認をすること

(ウ) 上記申請に関する隣接所有者の同意書の取りまとめに関すること

(エ) 明示図の受領に関すること

(オ) 申請書の取下げ依頼書の提出に関すること

(カ) 明示図の隣接所有者等への配布に関すること

(2) 相続関係書類

ア 部数 各1部

イ 申請地に相続が発生しており、登記未了の場合、申請時に次の（ア）（イ）（ウ）いずれかの書類を添付してください。

(ア) 遺産分割協議書が作成されている場合

相続関係書類として、申請地の土地を相続した人全員について、次の書類を添付してください。

a 相続関係図（住所、氏名、生年月日等を記入）

b 遺産分割協議書

c 被相続人の戸籍（戸籍謄本、除籍謄本）

d 申請者の戸籍（戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍等）

e 申請者の現住所及び遺産分割協議書の相続人と同一人であることが確認できる書類 {住民票（本籍地記載のもの）}

(イ) 遺産分割協議書が作成されていない場合

相続関係書類として、法定相続人全員について、次の書類を添付してください。

a 相続関係図（住所、氏名、生年月日等を記入）

b 被相続人の戸籍（戸籍謄本、除籍謄本）

c 申請者の戸籍（戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍等）

d 申請者の現住所及び法定相続人と同一人であることが確認できる書類 {住民票（本籍地記載のもの）}

- (ウ) 不動産登記規則第247条に規定する法定相続情報一覧図が交付される場合
 - a 法定相続情報一覧図
 - b 申請者の現住所及び法定相続人と同一人であることが確認できる書類{住民票(本籍記載のもの)}
- (3) 承継を証する書類
 - ア 部数 1部
 - イ 登記名義の法人が合併、分割等により所有権が新たな法人に承継されているが承継登記が未了の場合、申請時にその沿革及び所有権が分かる書類{合併、分割等が記載された法人の登記事項証明書(履歴事項証明書、閉鎖事項証明書)等}を添付してください。
- (4) 付近見取図
 - ア 部数 2部
 - イ 申請箇所を朱線で表示してください。
 - ウ サイズは日本工業規格A3(以下「A3」という。)又は日本工業規格A4(以下「A4」という)とします。
- (5) 公図等の写し
 - ア 部数 2部
 - イ 法務局備え付け公図等で、申請に係る全ての所有関係が確認できる範囲としてください。
 - ウ 複数枚に及ぶ場合、それらの合成公図を作成してください。
 - エ サイズはA3を基本とします。ただし、申請地が長大な場合、A3サイズより大きいものでも構いません。
 - オ 申請箇所を朱線で表示してください。
 - カ 公図等は申請前3箇月以内のものとし、受付後変更があれば、速やかに変更後のものを提出してください。
 - キ 公図等の地番と現況の地番が異なる場合
 - (ア) 申請地の場合、申請前に公図訂正を行ってください。
 - (イ) 申請地以外の場合、行財政局税務部資産税課保有の地番参考図、旧公図等の資料及び現地調査により、正しい地番を判断し、参考図を作成のうえ添付してください。
- (6) 地籍調書(第3号様式)
 - ア 部数 1部
 - イ 申請地の町名、地番及び作成日を記入してください。
 - ウ 各筆の町名、地番、地目、公簿面積、所有者の住所、氏名等を記入してください。
 - エ 登記上の住所と現住所が異なる場合、両方記入してください。
 - オ 相続人が申請者の場合、登記名義人(被相続人)のほかに相続人全員の現住所、氏名、郵便番号を記入してください。
- (7) 登記事項証明書(全部事項証明書)
 - ア 部数 1部
 - イ 申請地、申請地の両隣及び対側地並びに道路内の地番を添付してください。
 - ウ 申請前3箇月以内に発行されたものとし、受付後変更があれば、速やかに変更後のものを提出してください。

エ 信託又は敷地権が設定されている場合、次の書類を添付してください。

(ア) 信託の場合、信託原簿謄本を添付してください（申請前に当課と協議してください。）。

(イ) 敷地権が設定されている場合、申請時は土地の登記事項証明書を添付するだけで構いませんが、立会い、同意が必要な場合は、土地境界の同意権限が組合にあることが確認できる管理組合規約の写しを提出してください。

なお、管理組合規約がない場合、管理組合に同意権限がない場合又は管理組合が設立されていない場合は、建物の区分所有権者全員の同意が必要となりますので、所有者の確認のため建物の登記事項証明書（建物所有者全員）を添付してください。

(ウ) 管理組合規約は、記載内容によって違うため、申請前に当課と協議してください。

(8) 実測平面図（里道及び水路等の境界明示に必要）

縮尺は原則として250分の1とし、山間部等で特に市長が認める場合、500分の1とする。

(9) その他市長が必要と認めた書類（地積測量図等）

5 その他の留意点

(1) 認定道路において、境界明示のみの申請は受け付けません。境界明示が行われていない箇所、あるいは区域・境界図面とも作成されているが、復元が不可能な場合は、再明示の申請として受け付けます。

なお、申請に係る土地が、京都地方法務局により実施された登記所備付地図作成作業、又は国土調査法第10条に基づく地籍調査事業により作成された地図の区域にある場合は、区域明示のみ行うものとし、境界明示を行いません。ただし、協議等の結果から、境界明示の必要性があると認められる場合は、この限りではありません。

(2) 必要に応じて本市担当者から参考資料の提出をお願いすることがあります。

(3) 申請書類は原本を基本としますが、複写での提出も可とします。（原本還付しますので、原本と写しを提出してください。確認後、原本を返却します。）

(4) 申請地が2筆以上でかつ所有者が異なる場合（個人名義と法人名義や、個人と共有名義を含む。）、所有者ごとに申請書を提出してください。

(5) 申請地の筆数が多数あり、関係地が多くなる場合、申請の分割をお願いすることがあります。

(6) 申請を受理した日から1年を経過しても区域明示及び境界明示が成立しない場合、申請者から取下げがあったものとして処理します。

なお、必要があれば改めて申請書を提出してください。

(7) 申請後、立会い、明示決定前に申請者に変更が生じた場合、速やかに新しい申請書、変更後の地籍調書及び登記事項証明書（全部事項証明書）を提出してください。

申請者に変更が生じたにもかかわらず、変更後の書類を提出しなかった場合、申請及び申請に基づき決定した行為は全て無効となります。

また、申請地以外の土地の所有者に変更があった場合、変更後の地籍調書及び当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）を提出してください〔4 申請書（7）登記事項証明書（全部事項証明書）に記載のとおり〕。

なお、相続が発生した場合は相続関係書類も必要となります。

- (8) 申請書提出時に相続が発生しているにもかかわらず被相続人の氏名のままで申請した場合、申請及び申請に基づき決定した行為は全て無効となります。
- また、所有権が変更しているにもかかわらず旧所有者のままで申請した場合も、申請及び申請に基づき決定した行為は全て無効となります。
- (9) 申請に添付する登記事項証明書、公図等については、一般財団法人民事法務協会がインターネットで提供する「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可とします。
- (10) 申請者が代理人に委任した場合、その委任内容が分かる書類の提出をお願いする場合や申請者へ委任内容を確認する場合があります。
- (11) この手引きに記載のない事項等については、当課と協議してください。

第3 事前調査

1 調査

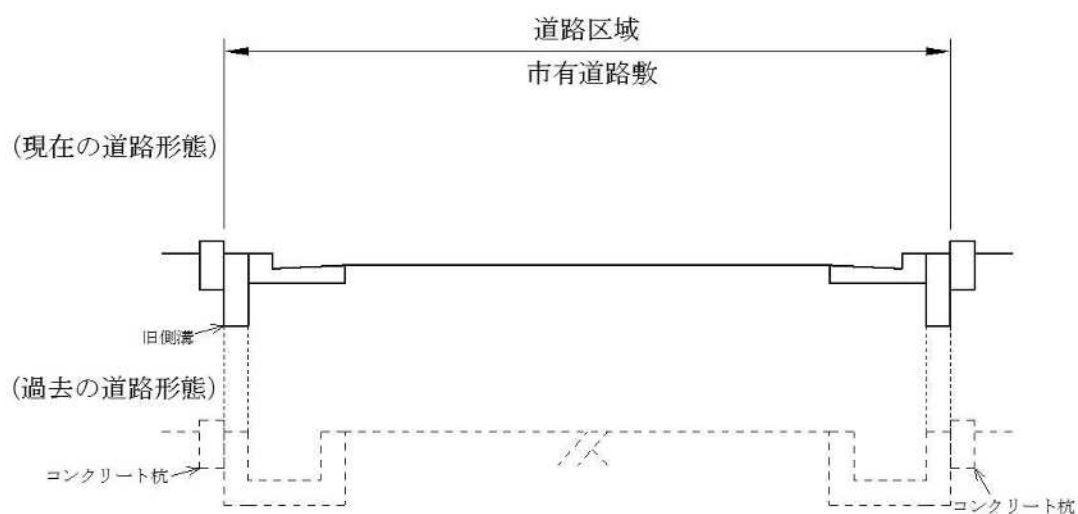
- (1) 区画整理地区内は、側溝の付替え工事等により、構造物の位置が移動していることがあるので、旧側溝を確認してください。旧側溝は構造物と並行して見えている場合があります。また、道路と民々境界の三者交点にコンクリート杭が現存している場合がありますので、確認してください。
- (2) 旧市内においては、かずら石が官民境界を示す参考資料となりますので、かずら石の有無を現地又は付近で確認してください。

2 道路区域及び公有財産との境界を明示するに当たっての目安

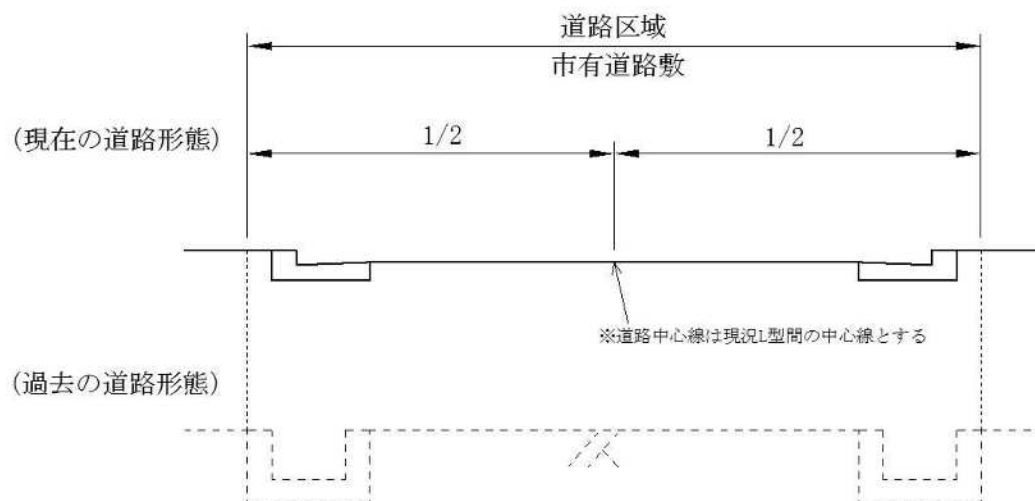
- ・上図→現在の道路形態
- ・下図→過去の道路形態

◎区画整理地区

○旧側溝の位置及びコンクリート杭等を確認

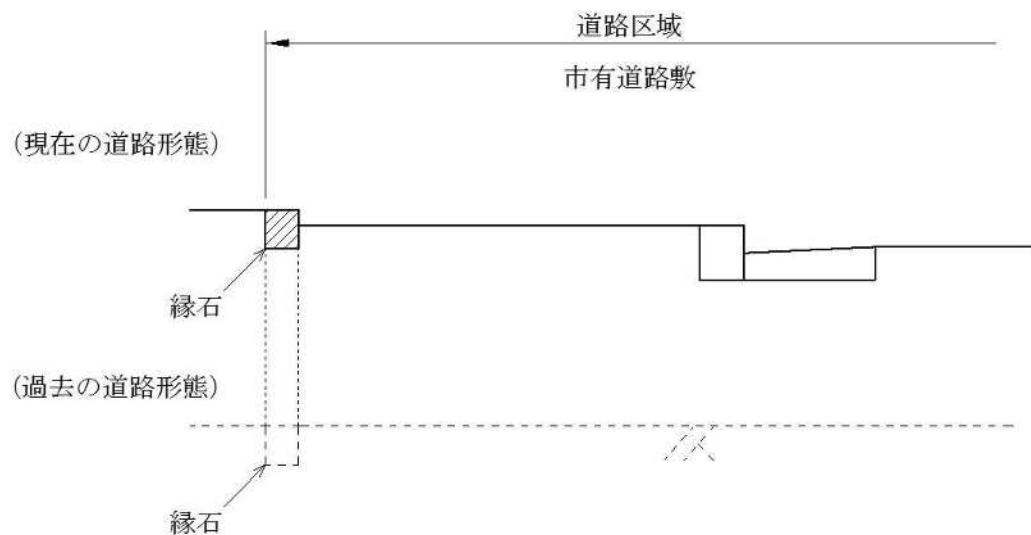


○旧側溝位置が確認できない場合、道路区域幅を現道路中心から折半して明示



◎買収及び寄付により道路整備をし、縁石（石材）を境界石とした道路
 （例）丸太町通、河原町通、四条通、烏丸通等

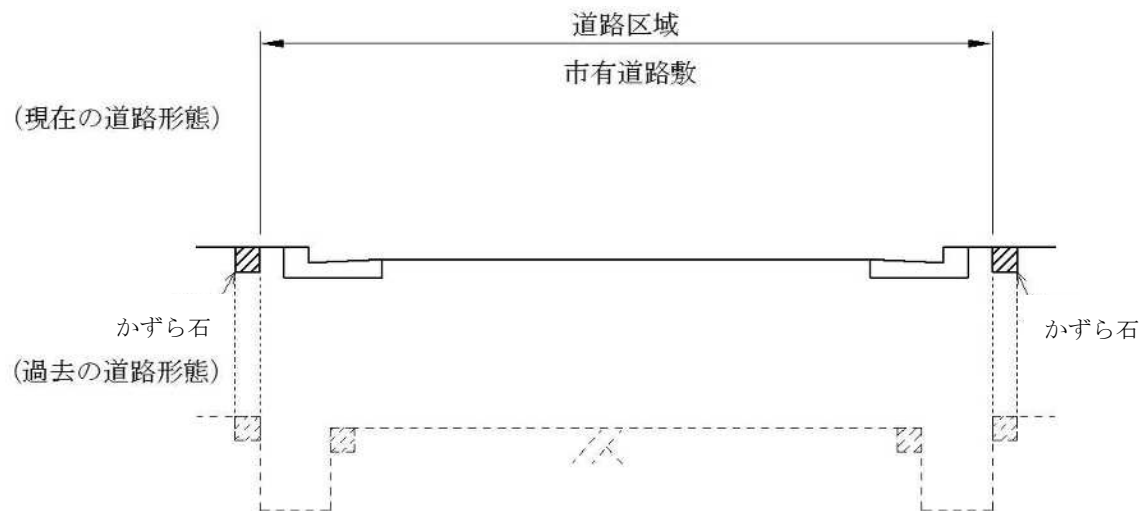
○縁石は道路区域に含まれる。



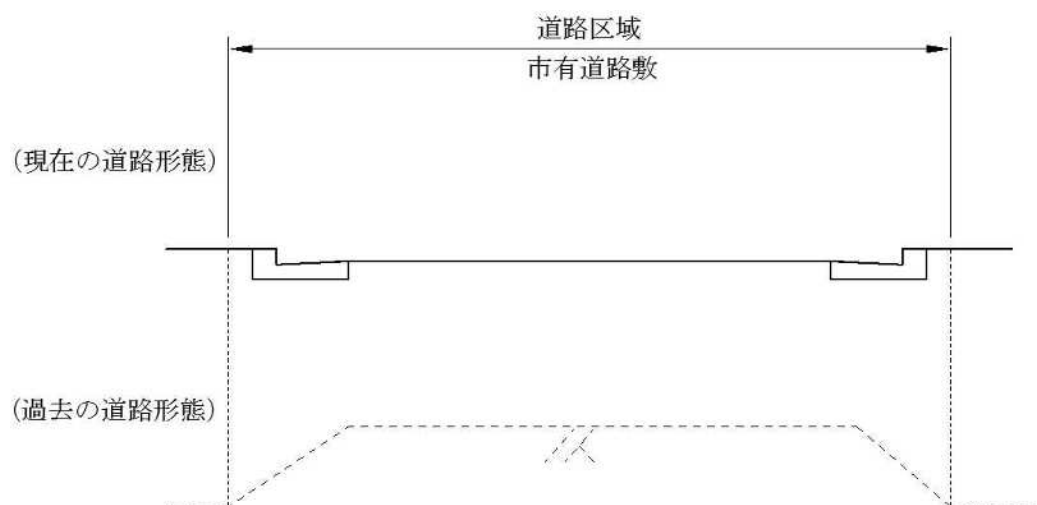
◎旧市内の道路

○かずら石は個人が施工したため、大きさは様々である。

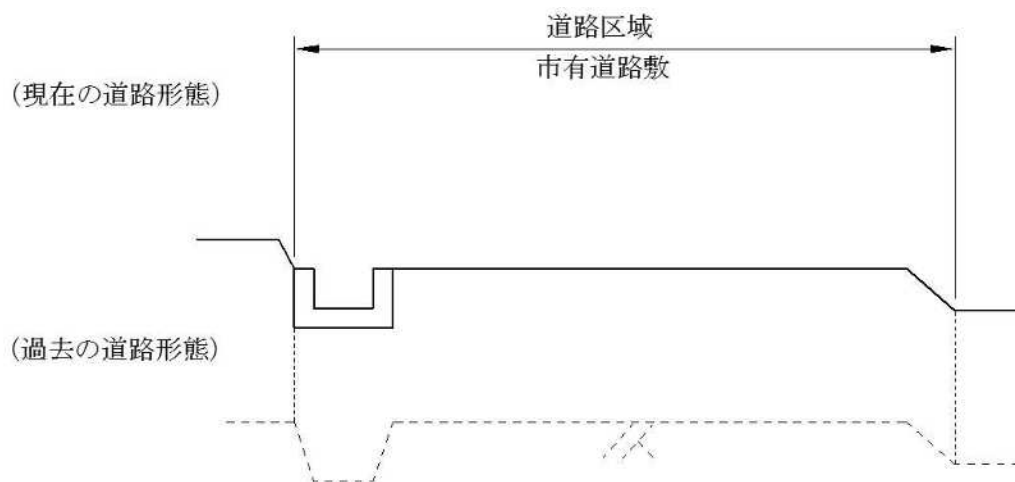
○かずら石は道路区域に含まれない。



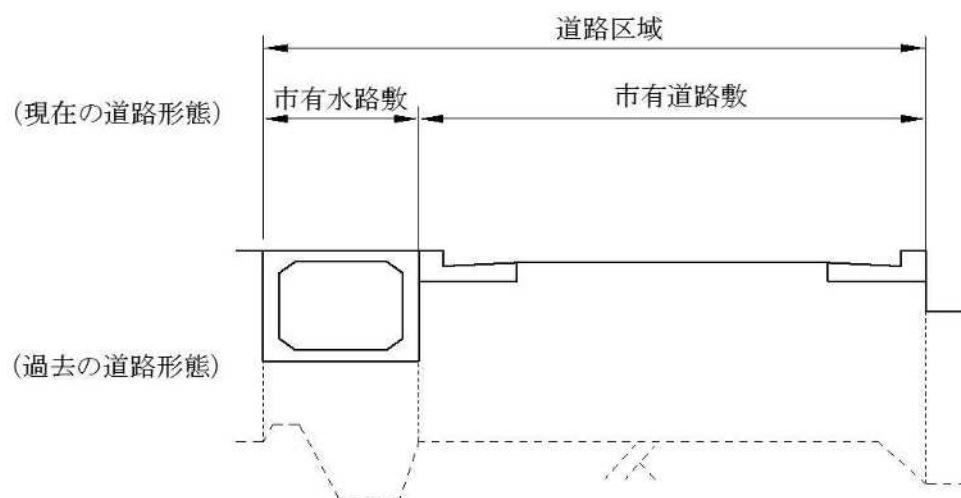
◎民地側の土地を盛土した道路



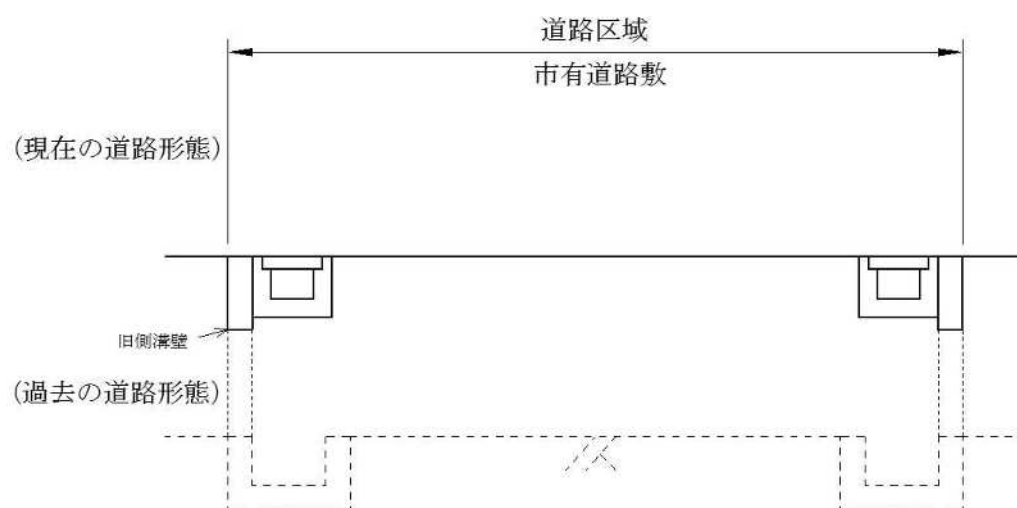
◎買収及び寄付により拡幅した道路



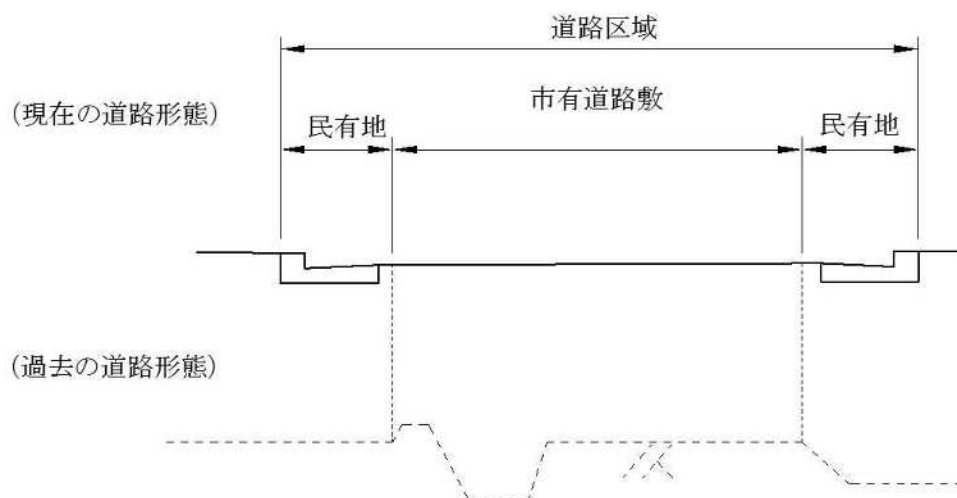
◎民地側に暗渠化した水路敷が存在する道路



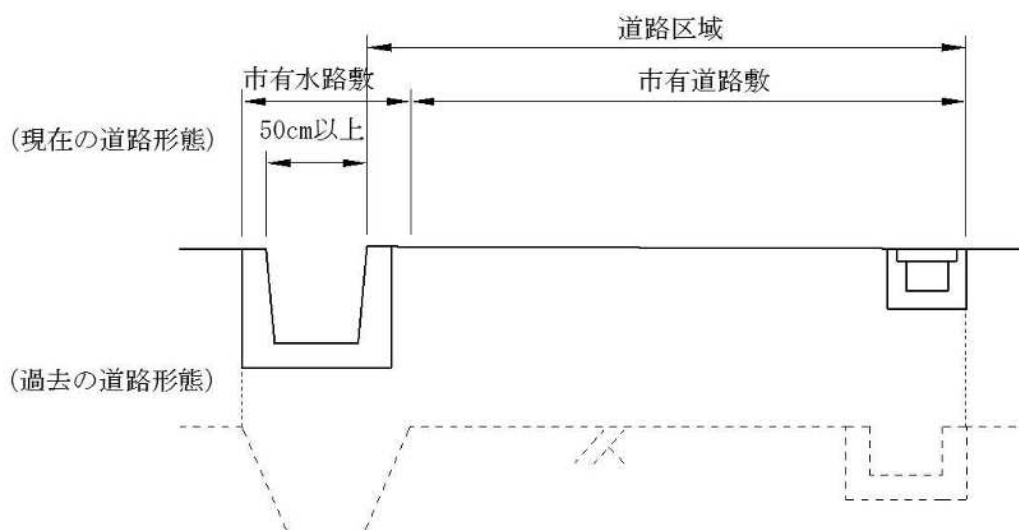
◎側溝の改修工事が行われた道路



◎過去に拡幅されて広がっているが、登記手続（寄付、分筆、登記）が未了のままになっている道路



◎道路区域外に水路敷が存在する道路



○開渠の幅が50cm以上の水路は、道路区域外を基本とする。

なお、以下の場合、道路区域とすることも可能とする。

- ・ 前回明示及び付近の明示で水路を道路区域に含めている、あるいは、路線全般的に水路を道路区域に含めている場合
- ・ 暗渠の区間が大半で、開渠の延長がわずかな場合
- ・ 関係部署と協議し、道路区域として管理することが望ましい場合

第4 現地立会い・協議

1 立会依頼

資料調査及び現地調査により、明示方針を決めた後、関係者に現地での立会い・協議を求めるため、立会日時、場所、その他必要事項を通知します。

- (1) 立会依頼文（第5号様式）は、原則として立会日の7日前までに関係者に到着するように送付します。ただし、緊急を要する等やむを得ない場合、本市担当者、申請者又は代理人から立会関係者に電話等で速やかに連絡を行い、事情を説明するものとします。
- (2) 申請者又は代理人は、立会関係者に必ず事前に協力依頼を行ってください。
- (3) 立会依頼文が宛名人不明のため返送された場合、申請者又は代理人に住所確認の依頼をしますので、現住所を調査していただき、適切な措置をとるようお願いします。
- (4) 天候不良（台風等）により、やむを得ず立会いを中止する場合は、本市担当者、申請者又は代理人から立会関係者に電話等で速やかに連絡を行い、事情を説明するものとします。連絡が取れない場合は、現地に出向いて事情を説明します。

2 立会い・協議

- (1) 区域明示・境界明示は、認定道路、里道及び水路等の両側について行うことを基本とします。片側明示は以下のいずれかの条件を満たす道路に限ります。
 - ア 幅員11m以上の道路（例：四条通、烏丸通、東大路、西大路通等）
 - イ 区画整理地区で旧側溝が確認できる箇所又は道路区域幅が決まっており、道路中心から道路区域幅を折半した線を道路区域として、立会関係者の同意が得られる場合
 - ウ 申請地の前後に既明示及び既確定があり、単にそれらを直線で結ぶ場合
 - エ その他、現状から判断して、将来的にも幅員の確保が可能で、対側との境界に影響を及ぼさないことが明らかである等、本市担当者が片側明示で可と判断した場合
- (2) 申請者又は関係者において、民々境界について係争中で、区域明示・境界明示を行うことにより、当該紛争に影響を及ぼすおそれがある場合、状況を判断して慎重に取り扱うものとします。
- (3) やむを得ず立会時刻に遅れる場合、関係者に迷惑の掛からないよう臨機応変な措置を採るようお願いします。
- (4) 立会い・協議に際しては、通行の妨げとならないよう、また、危険防止に留意してください。
- (5) 土地所有者が遠方等で立会いができない等、やむを得ない理由により代理人が立会い・協議を行う場合、立会依頼文を必ず持参してください。血族、姻族、法人の社員等の場合、立会依頼文の持参をもって代理人とみなします。

3 協議成立

- (1) 同意書の取得方法は、図面同意を基本とします。
- (2) 認定道路の道路区域明示図及び土地境界明示図は本市が作成します。里道、水路等の土地境界明示図に関しては、申請者に作成していただきます。
- (3) 代理人が立会い・協議を行った場合、協議内容について、土地所有者に説明いただいたうえで、同意書を取得してください。

- (4) 協議が成立した場合、測量時に区域標等の設置を行います。区域標等は、将来、道路区域明示図及び土地境界明示図の境界点の現地確認や復元作業時、道路を管理するうえでは管理範囲の確認時、また、お住まいの方にとっては自己敷地の確認時等に、非常に重要な目印になります。特別な事情がない限り区域標等の設置をお願いします。

なお、区域標等の設置については、事前に口頭で了解を得て作業を行います。

- (5) 申請者又は代理人は、明示決定後に同意された隣接所有者で道路区域明示図及び土地境界明示図を希望された方に配布してください。

4 協議不成立

協議が不成立に終わった場合でも、新たに同意が得られる可能性が出てきた場合、再度立会いを行うことがあります。この場合、関係者への通知は適宜行うものとします。

5 取下げ処理

- (1) 申請者又は代理人からの依頼により取り下げる場合

何らかの理由により明示の必要がなくなった場合又は関係者の同意が得られずに断念した場合、申請者又は代理人からの取下げ依頼書（第12号様式）により、取下げの決定を行うものとします。

- (2) 本市から取り下げる場合

協議が申請から1年を経過しても成立しない場合で、かつ、申請者から前項の取下げ依頼書が提出されない場合、取下げについての通知文（第13号様式）を送付し、取下げがあったものとみなし、取下げの決定を行うものとします。ただし、市長が申請を継続する必要があると判断する場合は、この限りではありません。

第5 同意書

1 同意書の記載事項について

同意書（第6号様式、第7号様式、第8号様式）には、確認及び同意年月日、土地所有者住所、氏名、土地所有者との関係（本人と記入）及び連絡先を記入、押印してください。ただし、代理人が立会い、確認を行った場合、代理人も確認年月日、住所、氏名、土地所有者との関係及び連絡先を記入、押印してください。この場合、土地所有者は、確認年月日の記入は必要ありません。

同意書の住所は現住所を記入してください。登記事項証明書（土地）に記載の住所と現住所が異なる場合、住所変更の変遷が確認できる書類を添付してください。

なお、同意書の記載事項を訂正する場合、訂正印を押してください。

2 印鑑について

- (1) 印鑑は、申請者及び法人は実印とし、印鑑証明書（法人は資格証明書及び印鑑証明書。同意日前3箇月以内に発行されたもの）を添付してください。

その他の土地所有者（法人を除く。）については、自署の場合に限り認印でも可としますが、自署以外の場合は、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付してください。

簡易スタンプ印は印影消滅のおそれがあるため、必ず朱肉で押印してください。

また、土地所有者が外国人又は海外在住者で印鑑をお持ちでない場合、自署のサインのみで押印は不要です。

- (2) 同意書と図面の間に必ず割印をしてください。図面が複数の場合も各々に割印をお願いします。

- (3) 婚姻等により姓が変わった場合、新姓の印を押印のうえ旧姓も併記し、その変更が確認できる書類を添付してください。
- (4) 共有者が多数の場合等、同意書に複数の人が署名するときは、同じ姓であっても別々の印鑑で押印してください。
- (5) 土地所有者が未成年者の場合、法定代理人が、土地所有者名を記入するとともに、署名、押印してください。
未成年者の押印は不要ですが、法定代理人であることが分かる書類を添付してください（戸籍謄本の写し等）。ただし、未成年者であっても婚姻している場合、土地所有者として署名、押印が必要となります（法定代理人の署名、押印は不要です。）。
- (6) 共有者が複数の場合は、全員の同意が必要となります。
- (7) 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）により区分所有されているマンションの場合
ア 区分所有法に基づく管理組合の場合、管理組合法人の理事を同意者とします（資格証明書及び印鑑証明書添付）。
イ 管理組合規約、又は総会等にて議決された議事録等で、管理組合の代表者に同意権限があることを確認できる場合は、管理組合代表者が同意者となり、実印を押印したうえで、印鑑証明書及び管理組合規約又は議事録等を添付してください（管理組合規約又は議事録等により管理組合代表者名が確認できること）。
ウ 管理組合規約及び総会等の議事録等でも、管理組合の代表者に同意権限があることを確認できない場合は、共有者全員の同意が必要となります。
エ 管理組合が設立されていない場合は、共有者全員の同意が必要となります。
- (8) 相続が発生しており登記未了の場合、
ア 申請地について
相続人全員※の同意が必要となります。印鑑は実印とし、印鑑証明書（同意日前3箇月以内に発行されたもの）を添付してください。
イ 申請地以外について
相続人全員※又は相続人代表の同意が必要となります。また、いずれの場合も、相続権確認のため、相続関係書類（「第2 申請」の「4(2)相続関係書類」参照）を添付してください。
（ア）相続人全員※が同意する場合は、自署の場合に限り印鑑は認印で可とします。
（イ）相続人代表が同意する場合は、代表者の実印を押印し、印鑑証明書（同意日前3箇月以内に発行されたもの）を添付してください。
- ※ 相続人全員とは、遺産分割協議済の場合は遺産分割協議書による相続人全員のことをいいます。また、遺産分割協議書が作成されていない場合は法定相続人全員が対象となります。

注) 同意書の氏名欄は、下記のとおり記載してください。

【相続全員の場合】

被相続人 ○○○○ ←被相続人の氏名

相続人 △△△△ ←記入者の氏名

【相続人代表の場合】

被相続人 ○○○○ ←被相続人の氏名

相続人代表 △△△△ ←記入者の氏名

- (9) 土地所有者に成年後見人が選任されている場合、成年後見人が、実印で押印し、印鑑証明書及び成年後見人であることを証明する書面（登記事項証明書、裁判の審判書の写し等）を添付してください。
- (10) 登記名義の法人が解散又は倒産している場合、若しくは個人が破産している場合、精算人又は管財人が、実印で押印し、印鑑証明書及び精算人又は管財人であることを証明する書面を添付してください。

3 同意書の取得について

- (1) 同意書の取得は、申請者又は代理人が速やかに行ってください。
- (2) 明示決定後、同意された隣接所有者のうち、希望者に道路区域明示図及び土地境界明示図を交付できますので、希望者を交付希望者一覧表（第9号様式）に記載してください。

4 その他の留意点

- (1) 申請者又は代理人は、本市担当者から同意書を受け取った際、同意書を取得する前に内容を確認し、不明な点がある場合は本市担当者に問い合わせてください。
- (2) 隣接所有者で相続が発生し、相続人が特定できない場合、本市担当者と今後の対応等を協議してください。
- (3) 立会時には納得されていても、同意書の記入を拒否された場合、本市担当者と今後の対応を協議してください。

第6 再明示

区域明示及び境界明示が確定していても、現地の状況が変わり、確定した点が復元できない場合又は合理的な事情により図面の変更が必要な場合は、再明示の申請を行ってください。

第7 手数料

道路区域明示については、京都市証明等手数料条例に基づき手数料を徴収します。

なお、里道及び水路等の明示については手数料を徴収しません。

1 京都市証明等手数料条例（抜粋）

(1) 道路の区域の明示

(ア) 明示する道路の区域に接する土地が1筆である場合

2、500円

(イ) 明示する道路の区域に接する土地が2筆以上である場合

2、500円に1筆を超える筆数に800円を乗じて得た額を加算した額

(2) 道路の境界図の写しの交付

1枚 350円

2 1筆とは

(1) 不動産登記法上区画された1区画の土地（無番地の官有地も含む。）のことを指します。

(2) 決定した道路区域明示に係る地番ごとに数えます。即ち、地番単位に同意を得ているので、この同意数のことをいいます（同意を得た官有地も含む。）。

(3) 申請書の単位ごとに筆数計算を行います。

(N =筆数) $2、500 + 800 \times (N - 1)$

(4) 数箇所の土地所有者が1枚の同意書で同意する場合でも、地番の数をもって筆数とします。

(5) 道路区域の区域線に接触せず区域内にある土地も、1筆とします。

3 手数料の徴収及び明示図の交付

(1) 手数料の徴収及び明示図の交付は、道路明示課において行います。

(2) 道路明示課における手数料の徴収及び明示図の交付が難しい場合は、郵送による対応を行いますので、道路明示課の担当職員と協議してください。

第8 証明書

道路区域明示（決定）証明書の交付の申請があった場合、道路区域明示図の複写（日本工業規格A2サイズ）に「道路区域明示図の原図と相違ないことを証明する。」と記載のうえ、市長公印を押印して発行します。

A2サイズと異なる原図を証明する場合については、証明書はA2サイズでの発行となりますので、必要範囲に応じて複数枚の証明書として発行します。

なお、証明書は、道路明示課において必要とされる図面を確認いただいたうえで発行します。